

(財)福岡アジア都市研究所 都市政策資料室

*** URC資料室だより NO. 38 平成23年4月号 ***

はじめに

新年度がはじまりました！みなさまいかがお過ごしですか。

東日本大震災から1月が過ぎましたが、まだまだ復興にとりかかるといっては至っていないようです。長引く避難生活、放射能漏れの恐怖、さまざまに闘っていらっしゃる方々に謹んでお見舞い申し上げます。

さて、当研究所は新しいメンバーを迎え公益法人改革に向けて動き出す年となりました。皆様のお役に立つ研究所となるよう、気持ちを新たにしているところです。今年度もよろしく願いいたします。

お知らせ

平成22年度市民研究員の市長報告会を行いました！

平成22年度の研究報告書「歴史を活かすまちづくり」発行を機に、市民研究員さんたちが、高島市長に研究成果を報告しました。それぞれの歴史へのアプローチがとても興味深い内容になっています。報告書は当資料室で閲覧・貸出できますので、大いにご利用ください。今年度は東日本大震災の被災者に対する地域の温かい支援と、その対極にある無縁社会の広がりを考えようと『互いに助け合い、共生するまちづくり』というテーマで募集します。皆様ふるってご応募ください。

高島市長に報告書を手渡す池間夏子市民研究員→



今月のおすすめ

交通権(移動権)の保障制度(「議会力」創造ハンドブック)ー交通基本法を先駆けた福岡市生活交通条例<地域科学>まちづくり資料シリーズ 2010年10月 地域科学研究会発行 (国際交流協会 井上和彦)

今年は統一地方選挙を迎え、新聞でも地方議会を特集する記事が増えている。ある新聞は、地方議会について「3ない議会」と批判している。3ないとは何がないのかというと、①首長が提案した議案をこの4年間で1本も修正や否決をしていない「丸のみ」議会である。②議員提案の政策条例が一つもない「無提案」議会である。③議員個人の議案への賛否を明らかにしない「非公開」議会である

(<http://www.asahi.com/politics/update/0211/TKY201102110247.html>)

福岡市議会について言えば、政令市で一番の議員提案政策条例数を誇る。

(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/gikaizimukyoku/chosahousei/shigikai/sonota-siryu/ordinance.html>) 例えば、歩きたばこ等を規制する、人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例(モラル・マナー条例)などがそうである。そして、ここに新たな政策条例が平成22年3月に加わった。それが、「公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」である。現在、政府は交通基本法の成立を目指しており、

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_fr_000040.html)

この条例は、交通基本法の理念を先取りした条例として高く評価されている。

本書はこの条例が成立に至った過程を詳細に追っており、様々な観点から興味深い資料となっている。

1 議員提案条例

議員提案条例は、全国的には、執行部との情報格差、予算に関する制約、また議会が会派による構成になっていることなど様々な制約があり、理想的な条例となる例も多々あるが、この条例は地域における様々な主体(市民、市民団体、公共交通事業者等)の権利、役割等を規定する実体的な条例である。また、地方自治体の縦割り行政や議会の会派間の調整など、議会の本来的な役割である様々な利害調整を経た上で成立した条例である。

2 交通権の理念

この条例は第3条で、「市民及び市民団体は、その居住し、又は活動する地域に係る生活交通の確保に向けた取組に参画する権利を有する」と規定し、国土交通省が「私たちひとりひとりが健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動権を保障されるようにしていくことが、交通基本法の原点」と述べる理念を先取りしたものである。

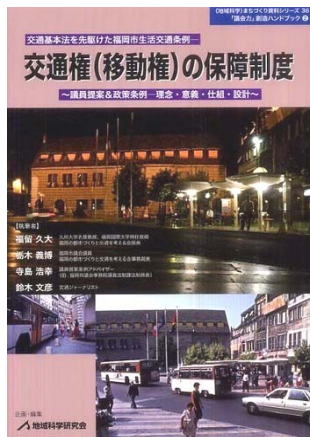
3 地域公共交通確保

現在、地方においては、様々な地域構造の変化(少子高齢化の進展)や公共交通の衰退(路線バスの廃止等)を受け、これからの社会における公共交通の位置づけが重要な課題となっており、本書ではその詳細な検討がなされている。

以上のポイントについて簡単に述べたが、最後にこの条例の「前文」を読むことをお勧めしたい

(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/6284/1/seikatukoutuuzyourei.pdf>)。

この前文にこそ、これからの地域公共交通の理念が日本国憲法に規定される基本的人権の観点から凝縮されている。本書とともにこの条例の理念を堪能して欲しい。



*ご希望の資料がございましたら ご連絡下さい。TEL:092-733-5707 FAX:092-733-5680 E-mail:library@urc.or.jp

その他の資料につきましては当研究所ホームページ内 (<http://www.urc.or.jp/>) の蔵書検索をご利用下さい。

* 利用案内/場所:福岡市役所北別館6F 開室:月曜日~金曜日 10:00~17:00*月末業務日はお休みです。

貸出:1人5冊まで 2週間以内(貸出には身分証明書が必要です。)

4月28日木曜日は休室です。